

議案 1 (対象：構成員)

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会への構成員の追加について

【内容】

別紙1のとおり

【説明】

都市再生特別措置法第19条第2項の規定に基づき、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会において、中之島地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに整備計画および都市再生安全確保計画の作成、更新、および実施に係る連絡調整等を行うため、関係する構成員を追加する。

議案 2 (対象：構成員及び構成員予定者)

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会への中之島地域部会の設置について

【内容】

別紙2のとおり

【説明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会規約第12条第1項の規定に基づき、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会において、中之島地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに整備計画および都市再生安全確保計画の作成、更新、および実施に係る必要な協議、調整等を行うため、中之島地域部会を設置する。

議案 3 (対象：構成員及び構成員予定者)

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会規約等の改正について

【内容】

別紙3のとおり

【説明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会の目的に、都市再生安全確保計画の作成および実施に係る連絡調整を行うことを追記するとともに、協議会の庶務の組織の変更に伴う名称変更により、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会規約を改正するものである。

また、中之島地域部会の設置に伴い、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部会運営要綱、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪駅周辺地域部会運営要綱傍聴要領を改正するものである。

なお、今回の議案については、協議会規約第9条の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げます。

また、議案2、議案3については、議案1の議決を前提として、ご審議賜るようお願い申し上げます。